

日・豪租税条約

- 租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、(イ)国際的な二重課税を回避し、
二国間の投資交流を促進すること、(ロ)税務当局間の国際協力を推進することにより脱税を防止すること等を主
な目的とするもの。
- オーストラリアとの間の現行の租税条約は1970年に発効したものであり、緊密化する両国間の経済関係
を踏まえ、約38年ぶりに新たな条約を作成するもの。

今次改正の主たる内容

① 所得源泉地国課税の減免

配 当: 引下げ(親子会社間: 免税又は5%、それ以外: 15%⇒10%)
利 子: 引下げ(10%⇒金融機関等については免税)
使用料(著作権、特許権等): 引下げ(10%⇒5%)

② 条約の濫用防止

一定の要件を満たす適格な居住者(個人、政府、上場会社等)でないと権限のある当局が認める場合は、条約の特典を享受できないこととする。

両国間の投資交流の促進

●オーストラリア進出の日本企業は約300社。

●対豪投資分野は、資源、製造業等広範で、特に資源開発(鉄鉱石、石炭、LNG等)関連が盛ん。

(参考) 今後の交渉相手国(平成19年12月現在)

- アラブ首長国連邦(交渉中)
- クウェート(交渉中)
- オランダ(交渉中)
- ブルネイ(交渉中)
- カザフスタン(交渉中)

(注)パキスタン(交渉妥結済)

●日本進出のオーストラリア企業は約30社。

●対日投資分野は、金融、観光等サービス業の占める割合が高い。

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、45条約、56か国。近年は、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の促進を図ることを基本方針とし、原則としてこの方針に沿って交渉している。